

(案)



令和 7 年 8 月 20 日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田 和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県最低賃金専門部会

部会長 片山 裕之

岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 11 日、岡山地方最低賃金審議会において付託された岡山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 2 日発効の岡山県最低賃金（時間額 982 円）は令和 5 年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、本専門部会において、別紙 3 のとおり、附帯事項として政府等に対して強く要望するとの意見があつたことを申し添える。

おつて、本件の審議に当たつた専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会
岡山県最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 片山 裕之 弁護士

部会長代理 長谷川珠子 岡山大学学術研究院社会文化科学学域
教授

西田 和弘 岡山大学学術研究院法務学域 教授

労働者代表委員

小橋政次 自動車総連 岡山地方協議会 議長

高山伸男 日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部
事務局長

西崎知佳 日本労働組合総連合会岡山県連合会
副事務局長

使用者代表委員

石黒和之 株式会社共立精機 代表取締役社長

鶴海元 カーツ株式会社 監査役

西谷治朗 岡山県経営者協会 専務理事

岡　山　県　最　低　賃　金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,047 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 1 月 1 日

岡山県の生活保護費と最低賃金について
(令和5年度データに基づく比較)

1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 982円
- (3) 発 効 日 令和6年10月2日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（100,705円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和6年10月2日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 982 \text{円} \text{ (岡山県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 137,732 \text{円} \end{aligned}$$

※令和7年7月22日に開催された中央最低賃金審議会第2回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。

岡山県最低賃金の改正決定にあたっての附帯事項

本専門部会において、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識が示された。その上で、政府に対して、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しが行われることを強く要望するとの意見、最低賃金審議にあたり、地域の実情を反映した独自性が発揮できる審議運営を求める意見があった。

- 1 生産性向上・経営支援のための各種助成金は、要件緩和、手続きの簡便化により、より多くの事業者が利活用しやすいものとすること。
- 2 價格転嫁・取引適正化の徹底に向けて、取引環境改善への監視などを通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資が確保できるよう、様々な取組みを強力に実行すること。
- 3 いわゆる「年収の壁」、「社会保険に関する壁」に関して、労働者が就業調整せずとも安定した就労ができ、企業においても人手不足による企業負担、経営環境の悪化を招かない制度を早期に確立すること。
- 4 中央最低賃金審議会に対しては、目安の合理的根拠を示すためのさらなる努力など、目安への信頼感を確保するための取組を一層求める。また、目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日付け）の記の1の（2）の「政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。」を十分踏まえた目安の審議を求める。

岡山県最低賃金専門部会審議経過

会議等	年月日	内容
第513回 岡山地方最低賃金審議会	令和7年 7月11日	改正決定について諮問
専門部会委員の推薦公示 関係労使の意見聴取の公示	7月11日	締切 令和7年7月29日 締切 令和7年7月31日
専門部会委員の任命	7月30日	
第514回 岡山地方最低賃金審議会	8月4日	意見聴取
第1回 専門部会	8月4日	部会長及び同代理の選任 岡山県の生活保護と最低賃金 について 今後の審議の進め方について
第515回 岡山地方最低賃金審議会	8月6日	中賃答申にかかる伝達
第2回 専門部会	8月6日	金額改定に当たっての基本方針について 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	8月8日	最低賃金額の審議
第4回 専門部会	8月19日	最低賃金額の審議
第5回 専門部会	8月20日	最低賃金額の審議（結審）